

川上村コミュニティ・スクール推進基本方針

目次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 川上村コミュニティ・スクール推進基本方針について | 1 |
| 2 | 信州型コミュニティ・スクールからコミュニティ・スクールへの転換 | 2 |
| 3 | コミュニティ・スクールを導入する必要性とメリット | 3 |
| 4 | コミュニティ・スクール導入に係る市町村教育委員会の役割 | 4 |
| 5 | コミュニティ・スクール導入に向けて学校が行うこと | 6 |
| 6 | 学校運営協議会と地域学校協働活動との連携 | 6 |
| 7 | 資料 | |
| | (1) 教育委員会規則 | 7 |
| | (2) 川上村第1次教育振興基本計画 | 10 |
| | (3) 源流教育 | 11 |
| | (4) 関係法令 | 12 |
| 8 | 様式集 | |
| | ・設置同意書 様式 | 14 |
| | ・実施計画書 別紙 | 15 |
| | ・委員任命書 様式 | 16 |

川上村教育委員会

令和7年12月

1 川上村コミュニティ・スクール推進基本方針について

川上村教育委員会では、これまで、川上村の教育を指す言葉として使われてきた『源流教育』を引用し、川上村の子供たちにふさわしい教育のあり方を求めて、村内の小・中学校がそれぞれの特色を生かしながら教育課程を編成し、子供たちの学びの場をよりよいものとするよう指導・助言してきた。しかしながら、『源流教育』を指す内容は教職員個々の理解に委ねられ汎用的に使われてきたため、確固たる教育理念には至っていなかった。

また、教育基本法第17条第2項（「地方公共団体は前項の計画（←国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」）により、県は、平成20年（2008年）に第1次長野県教育振興基本計画を策定し、令和5年度（2023年）には第4次長野県教育振興基本計画を策定したが、川上村においては、教育振興基本計画は策定されておらず、教育の振興のための施策に関する基本的な計画は、従来、「川上村総合計画」>「基本計画」>「学校教育」の中で、概略を示すかたちをとってきた。

現在、教員の働き方改革やICTを活用した授業など、学校現場は多様・複雑性を帯びた様々な環境に置かれている。このような社会の急速な変化に対応するためには、これまで掲げてきた「開かれた学校」から、地域全体で、「未来に向けてどのように子供たちを育てていくのか」「学校教育を通じて何を実現していくのか」などの明確な目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育てていく「地域とともにある学校」へと進むことが必要である。

そこで、川上村では、令和4年度に（2022年）、今後5年間の教育委員会の取組の指針となる川上村第1次教育振興基本計画を策定し、教育基本理念として「郷土と共に自己を磨き、未来に向けて夢をかなえる人づくり」を据えた。これに併せて『源流教育』を、「源流教育とは、児童・生徒が、川上村の「人」「もの」「こと」に学びながら自己を高め、将来に向けて夢を実現させていく教育」と定義付けた。現在、学校は、「源」は物事の原点・出発点、「流」は千曲川源流から信濃川（成長）やがて日本海（社会）へ、「教育」は子どもの学びを支える川上村の「人」「もの」「こと」というイメージを持って、郷土に目を向けながら子どもたちの学力を伸ばし、実践力や主体性を身に付け、将来に向けて自分の夢を実現させていくための教育課程の工夫・改善を図っている。なお、川上村第2次教育振興基本計画の軸は、小中一貫教育の充実に向けた計画を予定していることから、令和7年度（2025年）には川上村小中一貫教育推進基本方針を策定した。

さらに、令和8年4月より、川上村は学校運営協議会制度を導入し、国型のコミュニティ・スクールへと転換する。これにより、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することとなり、そのニーズを迅速かつ的確に当該校の学校運営に反映させ、学校・家庭・地域社会が組織的・継続的に一体となったよりよい教育の実現を目指す。小中一貫教育の義務教育9年間を連続した教育課程として捉えた系統性・連続性を強化したカリキュラムの可否について、学校運営協議会の承認を得ることで、「地域とともにある学校」づくりに向けて、教育内容の充実が加速していくことを期待する。

このような経緯を踏まえ、川上村コミュニティ・スクール（以下「コミュニティ・スクールという。」）に関わる基本的な考え方や運用上の留意点などを、すべての関係者が共有し、同じ目線で力を結集していくために、本基本方針を作成した。

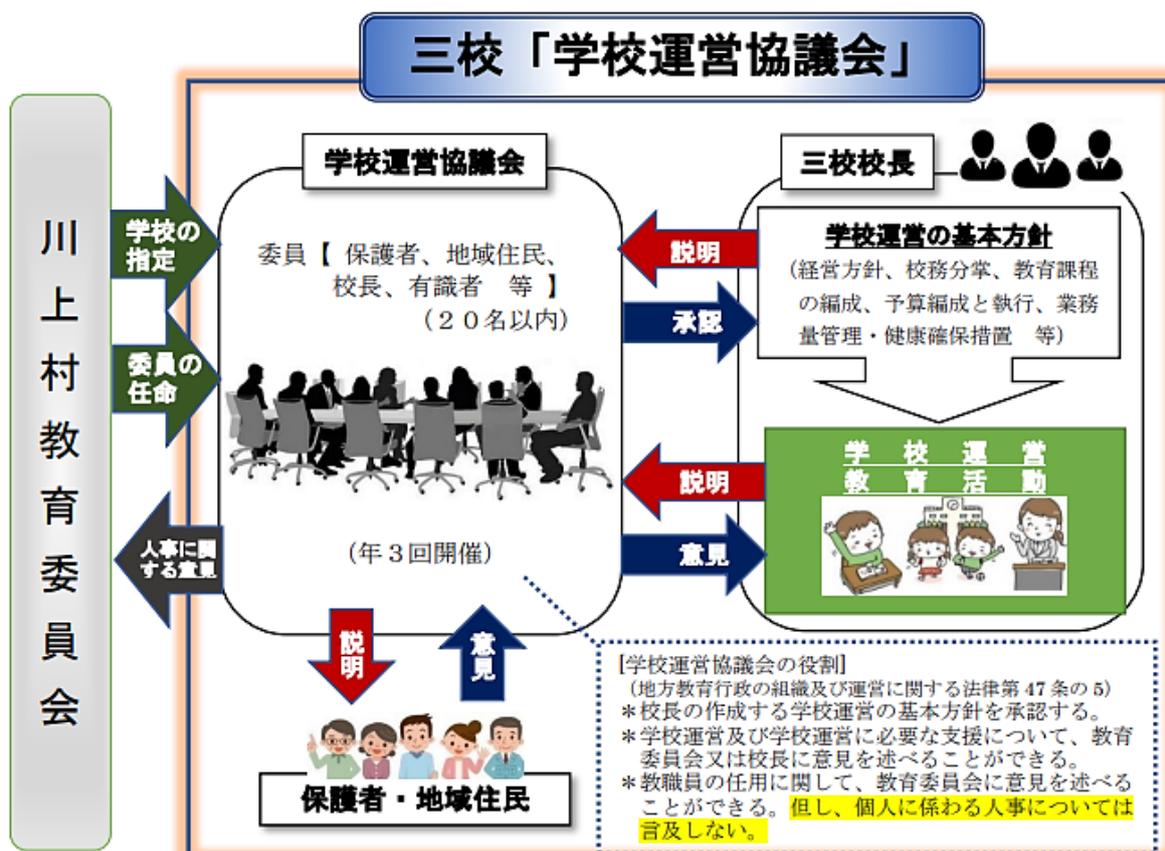
2 信州型コミュニティ・スクールからコミュニティ・スクールへの転換

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。学校運営協議会とは、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。これまでは、平成12年の学校教育法施行規則の改正により導入されてきた学校評議員制度を、学校運営協議会制度に重ねながら「信州型コミュニティ・スクール」として運用し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制が確立されるよう推進してきました。

[学校運営協議会における3つの権限]

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ・育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
 - ・広く地域住民等の意見を反映させる観点から、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を申し出ることができます。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
 - ・ここでいう「任用」とは、採用・転任・昇任に関する事項であり、分限処分や懲戒処分などは対象とはなりません。また、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しない一般的な意見に限るなど、協議会の意見の対象となる範囲を各教育委員会規則で定めることとされており、川上村においては、個人に係わる人事については言及しないこととします。

[学校運営協議会の機能]



3 コミュニティ・スクールを導入する必要性とメリット

[なぜコミュニティ・スクールが必要なのか]

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化に伴い、学校だけでそれらを解決することが困難になっています。そこで、その解決に向けて地域と学校が一体となり、社会総がかりでの教育を実現していくことが不可欠です。

このため、学校と地域が、子供たちがどのような課題を抱えているのか、どのような子供を育てていくのかという目標やビジョンを共有し、当事者意識をもって子供たちを育む体制づくりとして、コミュニティ・スクールが必要とされています。

また、川上村においては、令和12年の統合小学校開校に向けて、義務教育9年間を連続した教育課程として捉えた小中一貫教育を進めていきます。小中一貫教育では、小学校から中学校までの系統性・連続性を強化したカリキュラムを計画しますが、教育活動の内容の良し悪しについては、学校運営協議会の承認を得ることになるので、「地域とともにある学校」づくりに向けて、教育内容がさらに充実していくことが期待できます。

[学校運営協議会制度導入の根拠]

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」（平成29年改正）により、これからの公立学校は、地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠なことから、全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を目指すべく、設置の努力義務が課されました。

また、国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）においても、地域の教育力の向上や学校と地域の連携・協働の推進のために、学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図るとしています。

令和4年3月に「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ」では、「教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速」し、教育委員会による導入計画の策定などが提言されました。これを受けて、国では、市町村における地域と学校の協働活動を支援する補助事業の要件として、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた計画の策定を求めるなど、導入促進に向けた働きかけをしています。

本県では、平成12年の学校教育法施行規則の改正により導入されてきた学校評議員制度を、学校運営協議会制度に重ねながら「信州型コミュニティ・スクール」として運用し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制が確立されるよう推進しています。

[コミュニティ・スクールを導入するメリット]

①子供にとってのメリット

- ・様々な支援を得られると、子供たちの学びや体験活動が充実します。
- ・多くの大人と活動することで、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- ・地域の方々と協働することで、地域の担い手としての自覚が高まります。
- ・地域学校協働活動の防犯等の取組によって、安心・安全な生活ができます。

②教職員にとってのメリット

- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- ・地域の人材を活用した教育活動が充実します。
- ・地域の方々の協力を得ることで、子供と向き合う時間が生まれます。

③保護者にとってのメリット

- ・学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が期待できます。
- ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感が生まれます。
- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

④地域の人々にとってのメリット

- ・自身のスキルを生かすことで、生きがいややりがいを感じることができます。
- ・学校と社会的につながり、地域のよりどころができます。
- ・学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- ・地域の防犯・防災体制等の構築が期待できます。

4 コミュニティ・スクール導入に係る市町村教育委員会の役割

[市町村教育委員会に求められる役割]

村内の小・中学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため『川上村総合計画』及び「川上村教育振興基本計画」へ「コミュニティ・スクールの導入」を位置付けるなど、推進に向けた体制を整備することが求められます。また、学校と地域のビジョンや推進目標の明確化を図り、地域住民や保護者等に対して、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりを進めることが求められます。

『川上村総合計画』及び「川上村教育振興基本計画」への位置づけ



「ビジョン」と「推進目標」の明確化



- ・ 学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発
- ・ 地域住民や保護者等のコミュニティ・スクールへの参画の促進
- ・ 地域協働活動を担う関係機関・団体等との連携・協働の促進

[教育委員会規則の準備]

- 学校運営の基本方針の承認に関すること（項目等）
- 委員の任命に関すること（人数、対象者、任期等）
- 守秘義務等に関すること
- 対象学校職員の任用の意見に関すること

[委員の任命の準備]

- 校長からの意見聴取
- 委員の選定
- 任命の様式等の準備
- 任命の時期と方法検討

[委員報酬の準備]

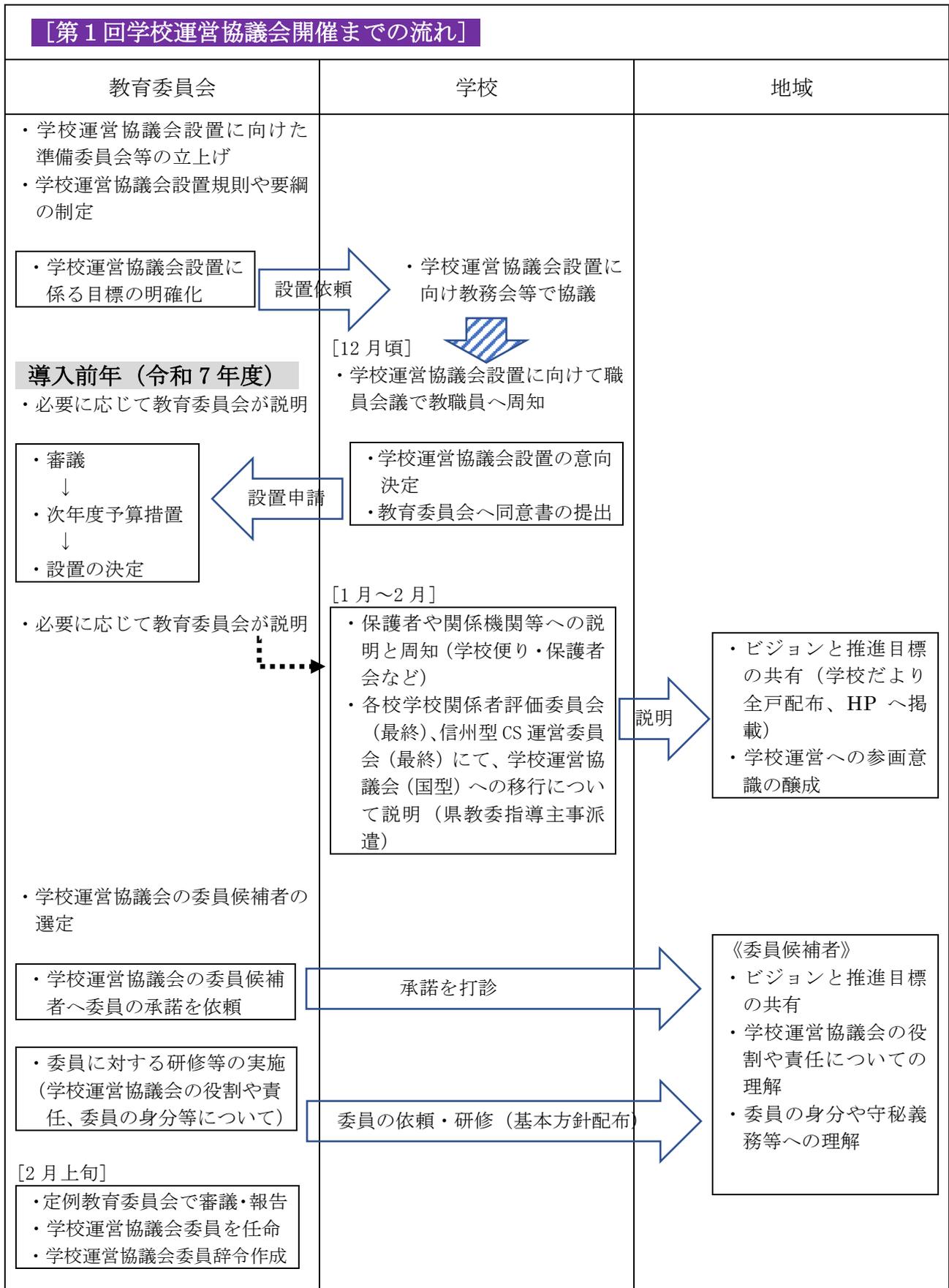
- 報酬に係る条例、規則の整備
- 予算措置
- 議会の承認
- 支払い等に係る準備



[説明会・研修等の実施]

- 学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修
- 学校運営協議会委員に向けての制度の周知と研修
- 保護者・地域住民・既存団体等に向けての制度の周知
- 村長部局への周知と連携協力体制の構築

[第1回学校運営協議会開催までの流れ]



設置年度（令和8年度） [4月] 第1回学校運営協議会開催 → 各委員へ辞令交付（任命）

5 コミュニティ・スクール導入に向けて学校が行うこと

[コミュニティ・スクールへの理解を深める]

- 校内研修や国・県・市町村主催の研修会等を通じて、コミュニティ・スクール設置の目的や仕組み、運営方法等についての理解を深める。
- コミュニティ・スクールの導入によって、どのような課題を解決できるか、どのような学校にしていきたいか、といった目標やビジョンについて検討する。

[学校運営協議会の組織づくりを行う]

- 学校評議員制度や PTA 等の既存の仕組み、従来の信州型コミュニティ・スクールの機能を生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行う。
- 校務分掌における地域連携を担当する教職員の明確化等、校内組織の整備を行う。
- 開催回数や協議事項等について検討し、次年度の年間計画の中に組み入れる。

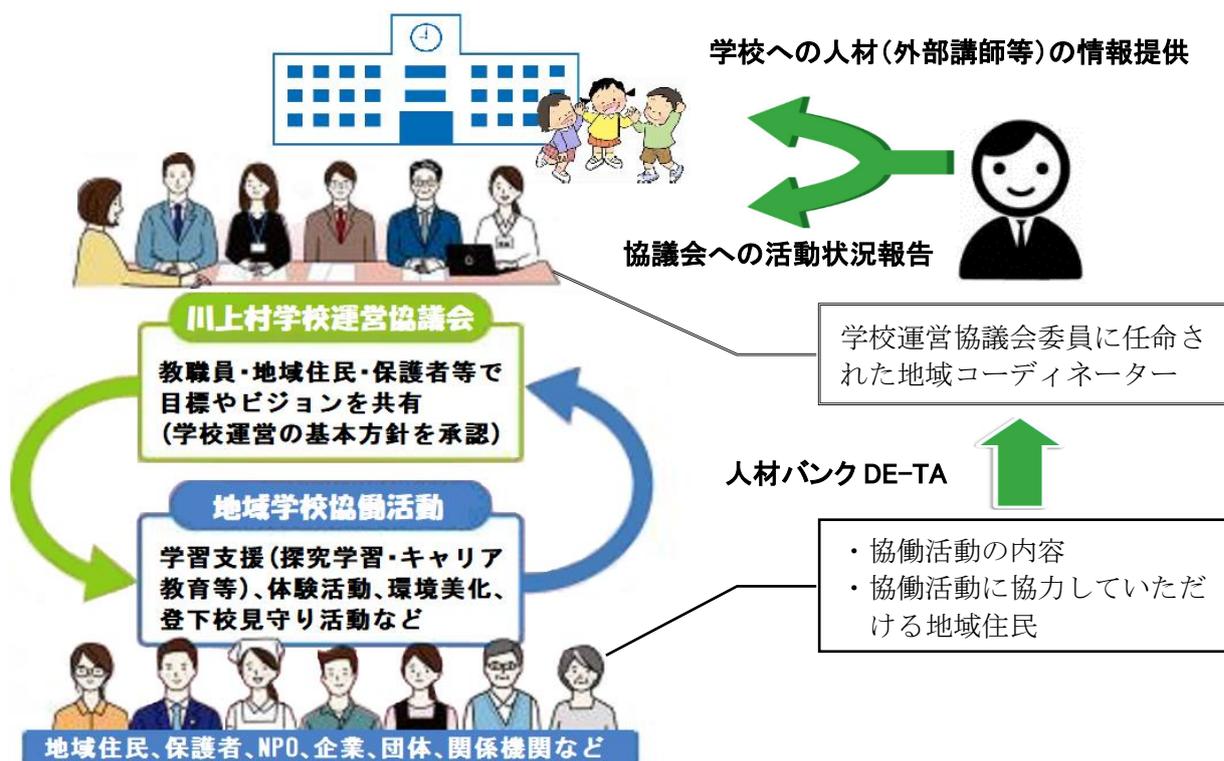
[保護者や地域にコミュニティ・スクールを周知する]

- 学校評議員会や PTA 役員会等で、地域の代表者との意見交換を行い、理解や協力を得る。
- 保護者へは、学校便りや PTA 新聞、保護者説明会などで告知し理解を図る。
- 地域への広報を行うと共に、地域学校協働活動との連携を目指し、地域学校協働本部やボランティア団体等の関係機関にも周知する。

[委員を選定する]

- 教育委員会規則に則り、各学校の実態に合わせて委員の人数を定める。
- 目的に対して建設的な議論ができ、校長とも協力していける委員を選定する。
- 会長・副会長については、会議の中心となり円滑に進行できる委員へ打診する。

6 学校運営協議会と地域学校協働活動との連携



7 資料

(1) 教育委員会規則

○川上村学校運営協議会規則（案）

令和8年 月 日
教育委員会規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、川上村教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、地域の創意工夫を生かした、よりよい教育の実現に取り組むことを目的とする。

（協議会の設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小中一貫教育を施す場合、その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営方針及び学校運営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項(2)に「業務量管理・健康確保措置」の内容を明記しなければならない。

3 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。ただし、基本方針の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、委員の意見を聴取して当該承認を得られるまでの間の暫定的な方針を定め、当該方針に基づいて学校運営を行うことができる。

（学校運営等に関する意見の申出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項に関して、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。（ただし、当該学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限られる。また、個人に係わる人事については言及しないこととする。）この場合において、当該職員が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 対象学校は、前項の評価の結果について、公表しなければならない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、必要に応じて前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する、地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の非常勤の構成員の職とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の職員又は関係行政機関の職員である者は、会長及び副会長の対象から除く。

2 会長が協議会を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第 14 条 協議会は、公開とする。ただし、特別の事情があるときは、協議会の議決により、これを公開しないことができる。

- 2 協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、協議会の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第 15 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うことができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第 9 条に反した場合
- (3) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (4) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 川上村第1次教育振興基本計画

川上村第1次教育振興基本計画

川上村教育委員会教育振興課

I 計画策定の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨 教育を取り巻く環境変化や新たな課題が生じる中で、川上村の教育政策の方向性を示すため、第1次計画を策定する。
・川上村の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 2 計画の性格 川上村総合計画(5か年計画)に対応する教育分野の計画
- 3 計画の対象範囲 教育委員会が所管する教育に関する施策・事業：公立学校教育、生涯学習、社会教育、社会体育、文化・芸術
- 4 計画の期間 2022年度～2026年度の5か年

II 本村の教育をめぐる情勢

- 1 時代の潮流と教育の課題
(1) 急速な情報化社会の進展
⇒「GIGA スクール構想」に基づく、児童生徒の1人1台端末、1人1アカウント、教育用クラウドアプリ環境の整備、統合型校務支援システム導入に伴う情報資産等の管理についての計画が十分でない。
(2) 少子化社会に伴う児童数の減少
⇒令和4年度現在の出生率は20人未満であり、今後も出生率増加に対する期待については不透明な状況が見られる。
(3) 家庭教育の様相の多様化
⇒農業者は、児童・生徒の帰宅時に保護者が不在になりがちであり、帰宅後、SNS やゲーム等に没頭しがちな児童・生徒が多く、帰宅後の児童・生徒の生活について、家庭の指導に格差が見られる。
⇒2世代・3世代で、世帯は同じであっても住居を別にしていて、世代間の交流が希薄になりがちである。
(4) 小学校の統合
⇒校舎の老朽化、児童数の減少に伴う統合小学校の建設を推進中。
⇒小中一貫教育に向けた教育内容を検討中。
- 2 川上村の教育のポテンシャル[潜在能力・将来の可能性・発展性]
(1) 教育を大切にす風土と村民性
(2) 豊かな自然環境と体験活動の機会(ワトソンビル交流・恩納村交流)を提供。
(3) 農業を基幹産業として社会経済へ参画している。反面、多様な職種に目を向ける機会が少ないことは課題である。

III 川上村の教育のこれまでの取組

- 1 第1次教育振興基本計画の検証
- 2 今後の取組の方向性の検討

IV これからの川上村の教育のあり方

| | |
|--|---|
| 基本理念 「郷土と共に自己を磨き、未来に向けて夢をかなえる人づくり」 | |
| 基本目標1 生きる力と創造性を育む川上村ならではの「学び」を実現します。 | 基本目標2 すべての子どもが、多様な学びの機会を享受できるようにします。 |
| 基本目標3 地域活動、スポーツや文化・芸術などの多様な活動を通して、生涯学習を推進します。 | |

V 基本計画(今後5年間の施策)

| 重点政策 | 基本施策 | 施策の具体的方向 |
|--|------------------------|---|
| 1 川上村に根ざし社会で活躍する人材の育成 ・幼児教育の充実 ・小中一貫教育の推進 ・へき地教育の工夫・改善の推進 ・地域と共に学びを深める取組の推進 | 未来に向けて夢を実現するための学力の育成 | ① 幼小中連携の充実 ② へき地教育の推進-個に応じた指導の充実 ③ 統合小学校の建設 ④ 信州型CSの充実 ⑤ 「川上三校職員共通目標」の提示 A. 教科指導力の向上 B. 生徒指導力の向上 C. 子どもに力をつける教育活動企画力の向上 ⑥ 継続的(読書活動・習熟学習等)・特設的な教育活動(パワーアップday等)の推進 |
| 2 すべての子どもが、多様な学びの機会を享受 ・教育課程の工夫・改善、教職員の教科指導力・生徒指導力の向上 ・子どもに力をつける教育活動の企画の推進 ・ICT環境を生かした個別最適化な学びの場の保障 ・特別支援教育の充実 | すべての子どもを保障する支援 | ⑦ 体力向上事業 ⑧ 特別支援教育の充実 ⑨ ICT活用推進委員会 ⑩ 教職員の研修 |
| 3 「支え合い、共に学ぶ」学びの環境づくり ・統合小学校の建設 ・友だち関係づくりの充実 ・人権教育の推進 ・不登校児童生徒の未然防止 | 支え合い、共に学ぶ学びの環境づくり | ⑪ 友だち関係づくりの推進 ⑫ いじめ防止基本方針 ⑬ 不登校防止のための行動指針 |
| 4 生涯学習の推進 ・キャリア教育の充実 ・図書館の充実及び利用者増加の推進 ・学習環境(文化センター等)の整備と学習機会の提供 ・自主事業企画の充実 ・青少年健全育成運動の推進 | 生涯学習の振興 | ⑭ キャリア教育推進事業 ⑮ 子どものための生涯学習 ⑯ 公民館教室(生涯学習教室) ⑰ 自主事業企画及び活動支援 ⑱ 各種スポーツ大会 ⑲ 文化財の保護 |
| 5 心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興 ・公民館との連携による文化・芸術活動のきっかけ作りや発表の場の設置、及び文化センターを中心とした多様な活動の支援 ・スポーツ活動の多世代への普及を推進 | 心豊かな暮らしを実現する文化とスポーツの振興 | |

VI 計画の実現に向けた基本姿勢

- 1 現場の主体性を尊重した学校との十分な連携・協力
- 2 関係各課との連携による事業評価の実施
- 3 PDCAサイクルによる事業の不断の見直しと年度内での軌道修正

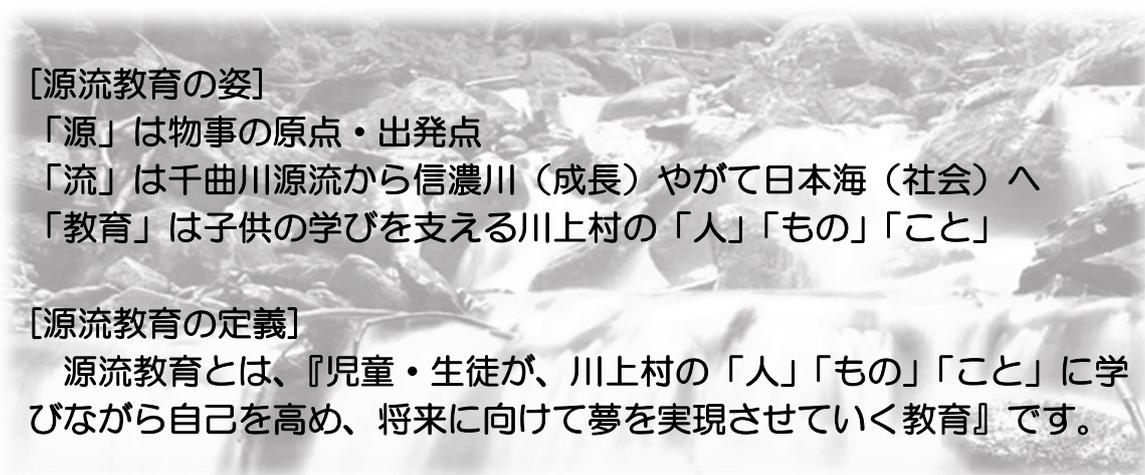
(3) 源流教育

川上村の教育の姿を示す「源流教育」は、『源流教育とは、児童・生徒が、川上村の「人」「もの」「こと」に学びながら自己を高め、将来に向けて夢を実現させていく教育』と定義されている。【図1】

村内の小・中学校では、「源」は物事の原点・出発点、「流」は千曲川源流から信濃川（成長）やがて日本海（社会）へ、「教育」は子供の学びを支える川上村の「人」「もの」「こと」、という子供の育ちに向けた願いを持って、郷土に目を向けながら学力を伸ばし、実践力や主体性を身に付け、子供たちが将来に向けて自分の夢を実現させていくための教育課程の工夫・改善を図っている。

〔三校学校目標と育てたい子供の姿〕は、「源流教育」の定義を基に、三校が学校目標を育てたい子供像に繋げている。【図2】

【図1】 [源流教育の姿]と[源流教育の定義]



【図2】 [三校学校目標と育てたい子供の姿]



(4) 関係法令

教育基本法（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法（情報提供）

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（準用規定）

第28条 幼稚園

第49条 中学校

第48条の8 義務教育学校

第62条 高等学校

第70条 中等教育学校

第82条 特別支援学校

社会教育法（平成29年一部改）（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年一部改）

第4節 学校運営協議会 第47条の5

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるとして文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号） 第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負

担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第8条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）

附則（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六（令和2年4月1日より47条の5）の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学習指導要領総則（家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携）

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。

設置同意書

様式

文書番号

年 月 日

川上村教育委員会 様

川上村立 学校
校長

学校運営協議会設置同意書

本校は、川上村学校運営協議会規則第 3 条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

令和 年度 実施計画書

1 学校の概要

| | | | | | | | | |
|---------------|----------|------|------|--------|------|-------|----------|--|
| 学校名 | | | | | | 課 程 名 | 小・中 学校課程 | |
| 校長名 | | | | | | 教職員数 | 名 | |
| 学 年 | 1 学年 | 2 学年 | 3 学年 | 4 学年 | 5 学年 | 6 学年 | 計 | |
| 学級数 | | | | | | | | |
| 児童・生徒数 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| (ふりがな) 所在地 | () 〒 | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | FAX 番号 | | | | |
| 学校ホームページURL | | | | | | | | |
| 学校代表メールアドレス | | | | | | | | |

2 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催 (年間2回実施-教育委員会の計画による)

(2) 地域コーディネーターとの連携について

(3) その他

任 命 書

様

川上村学校運営協議会規則第8条の規定により、川上村学校運営協議会の委員に任命します。

任期は、 年 月 日から
年 月 日までとします。

年 月 日

川上村教育委員会